

は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第十六条において同じ。を
行つて指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除
く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若し
くは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び
計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理
学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処
遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数
第十五条 第九十二条の四の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診
療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日ま
での間に転換を行つて外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関
併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指
定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第十六条 第七十七条及び第九十二条の六の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又
は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六
年三月三十一日までの間に転換を行つて指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療
機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若し
くは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が
適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂
を置かないことができる。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第二条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。附則第一条及び附則第三条において「指定居宅介護支援等基準」という。）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線
を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄
にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

（趣旨）

第一条 基準該当居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）
第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法
第四十七条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に
規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第八十一条第三項の厚生労働省
令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村
（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条（第三十条に
おいて準用する場合に限る。）及び第三条（第三十条において準用する場合に限る。）の規定に
よる基準

改 正 前

（趣旨）

第一条 基準該当居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）
第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法
第四十七条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に
規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第八十一条第三項の厚生労働省
令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準
とする。

一 法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府
県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市）以
下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」
という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当
たつて従うべき基準 第二条（第三十条において準用する場合に限る。）及び第三条（第三十
条において準用する場合に限る。）の規定による基準

（新設）

（新設）

- 二 法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条第一項及び第二項（第三十条において準用する場合に限る。）、第五条（第三十条において準用する場合に限る。）、第十三条第一項第七号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号、第十八号の二及び第二十六号（第三十条において準用する場合に限る。）、第二十三条（第三十条において準用する場合に限る。）並びに第二十七条（第三十条において準用する場合に限る。）の規定による基準
 - 三 法第八十一条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条及び第三条の規定による基準
 - 四 法第八十一条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条第一項及び第二項、第五条、第十三条第一項第七号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号、第十八号の二及び第二十六号、第二十三号並びに第二十七条の規定による基準
 - 五 法第四十七条第一項第一号又は第八十一条第一項若しくは第二項の規定により、法第四十七号第二項第一号及び第二号並びに第八十一条第三項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について、市町村が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める基準以外のもの
(基本方針)
- 2 第一条の二 (略)
- 3 指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たつては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たつては、市町村、法第一百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十号）第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
(従業者の員数)
- 第二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるものを置かなければならない。
- 第三条 (管理者)
(略)
- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十一条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。
(略)

- 二 法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条第一項及び第二項（第三十条において準用する場合に限る。）、第五条（第三十条において準用する場合に限る。）、第十三条第一項第七号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号及び第二十六号（第三十条において準用する場合に限る。）、第二十三条（第三十条において準用する場合に限る。）並びに第二十七条（第三十条において準用する場合に限る。）の規定による基準
 - 三 法第八十一条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条及び第三条の規定による基準
 - 四 法第八十一条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条第一項及び第二項、第五条、第十三条第一項第七号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号及び第二十六号、第二十三号並びに第二十七条の規定による基準
 - 五 法第四十七条第一項第一号又は第八十一条第一項若しくは第二項の規定により、法第四十七号第二項第一号及び第二号並びに第八十一条第三項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの
(基本方針)
- 2 第一条の二 (略)
- 3 指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たつては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たつては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第一百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。
(従業者の員数)
- 第二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるもの（以下第三条第二項を除き、単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。
- 第三条 (管理者)
(略)
- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
(略)

（内容及び手続の説明及び同意）
第四条（略）

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することができ、こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4・5（略）
6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第四項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第四項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
二（略）
8（略）
（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）
第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一（略）
九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に有することにも、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十（略）
十一（略）
十二（略）
十三の二 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

十四 介護支援専門員は、第十三号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ・ロ（略）

（内容及び手続の説明及び同意）
第四条（略）

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

（新設）
3・4（略）
5 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第三項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第三項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
二（略）
7（略）
（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）
第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一（略）
九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に有することにも、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十（略）
十一（略）
十二（略）
十三（新設）
十四（略）

十四 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ・ロ（略）

<p>十五〇十八 (略)</p> <p>十八の二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならぬ。</p> <p>十九 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。</p> <p>十九の二 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</p> <p>二十〇二十七 (略)</p>	<p>十五〇十八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十九 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>二十〇二十七 (略)</p>
<p>第三條 (指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)</p> <p>第三條 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>	<p>改 正 後</p>
<p>目次</p> <p>第一章 第二章 (略)</p> <p>第二章の二 地域密着型通所介護</p> <p>第一節 第四節 (略)</p> <p>第五節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第三十七條の二・第三十七條の三)</p> <p>第六節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針(第三十八條・第三十九條)</p> <p>第二款 人員に関する基準(第四十條・第四十條の二)</p> <p>第三款 設備に関する基準(第四十條の三・第四十條の四)</p> <p>第四款 運営に関する基準(第四十條の五・第四十條の十六)</p> <p>第三章 第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p>	<p>改 正 前</p>
<p>第一条 共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第七十八條の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定地域密着型サービスの事業に係る法第七十八條の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に及び、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第七十八條の二の二第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十一條(第三十七條の三において準用する場合に限る。)及び第三十七條の二第一号の規定による基準</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第二章 (略)</p> <p>第二章の二 地域密着型通所介護</p> <p>第一節 第四節 (略)</p> <p>第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針(第三十八條・第三十九條)</p> <p>第二款 人員に関する基準(第四十條・第四十條の二)</p> <p>第三款 設備に関する基準(第四十條の三・第四十條の四)</p> <p>第四款 運営に関する基準(第四十條の五・第四十條の十六)</p> <p>第三章 第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第七十八條の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に及び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>(新設)</p>

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催すること
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(新設)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中居宅サービス等基準第九十九条第一号の改正規定、第二条中指定居宅介護支援等基準第十三条第十八号の次に一号を加える改正規定及び第四条中介護予防サービス等基準第二百七十八条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第一条の規定による改正前の居宅サービス等基準(以下この条において「旧居宅サービス等基準」という。)第八十四条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。附則第四条において同じ。)が行うものについては、旧居宅サービス等基準第八十四条から第八十六条まで及び第八十九条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

(管理者に係る経過措置)

第三条 平成三十三年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者とすることができる。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第四条の規定による改正前の介護予防サービス等基準(以下この条において「旧介護予防サービス等基準」という。)第八十七条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス等基準第八十七条から第八十九条まで及び第九十五条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。